

函館市監査公表第24号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年9月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

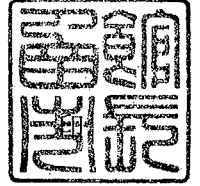
函 病

平成29年 9月 1日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年11月10日～平成29年2月27日	講評日	平成29年3月3日
調査対象事項名	予算の執行について		
指摘事項, 意見・要望事項			
(1) 全般的事項 ア 予算の執行について 当年度上半期における経営状況は、収益的収支差引が予算を大きく下回っているほか、依然として多額の資金不足を生じていることから、経営改善に向けた一層の取り組みに努められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
平成28年度については、予定外の医師の退職等により、収益を改善できない状況で決算を迎えることとなりました。 今後におきましては、平成29年3月に策定した「(新)函館市病院事業改革プラン」に掲げた入院件数増加などの諸対策を、着実に取り組んでまいります。			



函 恵 病  
平成29年 9月 1日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年11月10日～平成29年2月27日	講評日	平成29年3月3日
調査対象事項名	現金取扱事務について		
指摘事項、意見・要望事項			
(1) 全般的事項			
イ 現金取扱事務について			
恵山病院では、在宅患者の医療費を訪問した看護師（現金取扱員）が受領した場合、当該病院の公金収納事務受託者への払込は患者から受け取った納入通知書兼領収書控のみで行われており、現金授受に関する記録がないことから、現金の払込に際しては領収書を受領・保管するなど、適切に取り扱われたい。			
措置内容、対応・考え方			
在宅患者の医療費を訪問した看護師（現金取扱員）が受領した場合、公金収納事務受託者への現金払込の手続きを改め、平成29年3月7日診療分から、公金収納事務受託者の受領印が押印された訪問診療費払込兼受領簿を保管し、現金取扱事務の適切な運用を図っております。			

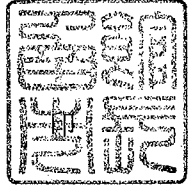
函 病

平成29年 9月 1日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年11月10日～平成29年2月27日	講評日	平成29年3月3日
調査対象事項名	契約事務について（経営支援業務委託契約）		
指摘事項、意見・要望事項			
(2) 個別的事項			
イ 契約事務について			
経営支援業務委託については、市立函館病院の経営改善に向けた取り組みの一環として実施されたものであるが、得られた結果の検証はもとより、所期の目的を達成するようその実践に努められたい。			
措置内容、対応・考え方			
このたびの業務委託では、症例ごとの医療資源の投入量などについて、他病院との比較分析を行った結果を各診療科へ報告しており、抗生物質の投与日数や種類の選択などによる薬剤の削減、血液検査の実施回数、MRI・CTの撮影回数などの効率的実施などの成果が見られております。			
今後も、他病院との比較分析を継続し、状況を確認することで経営の改善につなげてまいります。			